

対人支援点描 (27)

「公認心理師の上位資格??？」

小林 茂 (臨床心理士/牧師)

はじめに.

Facebook でフレンド登録している方から、「認定専門公認心理師」と「認定専門指導公認心理師」か、、、…」という投稿が届いた。

このような動きは、他の名称独占の国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士の資格で同様のことが起こっていたため、ある程度は予想がついていた。それと同時に、残念という気持ちが生じた。筆者の内心には、「資質の向上」といった否定もできず、もっともらしい理由でもって、自らを上位の資質に値するという自負心がある人たちが更新制度という集金システムを作ろうとする胡散臭さを感じたのだった。たぶん、こういうことを考える人たちは、自分に立場があり、資質のある人を選定できるという自信があり、自らが選ばれる立場を想定していないのではないかと私は“斜に構えて”考えたのだ。

筆者自身は、国家資格自体は否定しないが、これとは関係なしに上位資格を設けたりすることで、資質の向上が担保されるのか疑念を持つ者である。そのような思いから、改めてこの問題を考えてみたい。

1. 公認心理師の上位資格を作ろうという動き

2018年に公認心理師資格が誕生したわけであるが、資格ができてから翌年には、すぐに上位資格の動きがあった。

以下は、MCメディカ社が運営するHP「こころジョブ」記事の引用となるが、少し長いが引用する。

2019年の日本心理臨床学会第38回大会で、野島一彦先生から、公認心理師の上位資格について、以下のようなことが語られたという。(下線部は、筆者による。)

<引用>

公認心理師をめぐる諸課題

野島一彦先生(跡見学園女子大学)は、心理職の国家資格化は実現されたが、資格の「現実化」のために検討すべき課題として養成、試験、研修、職能団体、職域拡大、政治連盟を挙げた。

◆公認心理師の専門性をどう維持するか

臨床心理士資格は5年ごとの更新制だが、公認心理師資格には更新制度がない。そこで、専門性維持のため、いくつかの関連団体では公認心理師の上位資格をつくり、それを更新制にすることが検討されている。上位資格の

種類は、「レベル別」「分野別」「業務別」「技法別」などが考えられるが、単独の団体で上位資格を設けて研修を行っていくのは難しいため複数の団体が合同で組織をつくり、協力する体制が必要だと提言した。

◆公認心理師の職能団体

公認心理師をめぐるには「一般社団法人日本公認心理師協会」「一般社団法人 公認心理師の会」など複数の団体があることを指摘し、「本来、職能団体は 1 つであることが望ましい」と話した。心理職の職能団体として最大規模である日本臨床心理士会や、地方組織との関係についても言及した。

◆公認心理師の職域拡大

「公認心理師の資格を多くの人に付与したところで仕事があるのか」と心配する声があることに触れ、「現在の仕事から探すだけでなく、新たな職域を拡大してほしい」と述べた。

たとえば産業・労働分野では、職場不適応でうつになった場合、本人や家族が苦しむだけでなく、国家として支出する医療費は増え、税収は減る。そのような観点からも、働く人の心の健康の保持・増進は非常に意義があり、公認心理師に期待しているとした。

◆公認心理師の政治連盟の必要性

公認心理師資格の社会的地位の向上のためには政治連盟を結成する必要があると野島先生は述べた。心理学の分野から国会議員として選出された人はおらず、「今ある学会や団体ではない新しい組織をつくり、政治家を動かしていくべき」と本資格の展望を示した。

(参照日 2021 年 8 月 7 日。
<https://cocoro-job.jp/psychologist/1936/>)

野島一彦先生は、複数の公認心理師学習者向けの参考書のシリーズの監修者、受験参考書の監修に名前を冠する著名な心理学者であるが、世の中に公認心理師有資格者が出てきた翌年には早くも、このような提言をしてきたのであった。

ここで注目したいことは、いずれ臨床心理士資格と取って代わるであろう公認心理師資格にも、臨床心理師制度と同じような更新制度を導入しようという意図と、上位資格を作ろうという意図である。

2. 日本公認心理師協会と日本精神科病院協会の動き

こうした背景もあって、具体的には、すでに一般社団法人日本公認心理師協会と公益財団法人日本精神科病院協会が公認心理師の上位資格を設定する動きがある。

日本公認心理師協会は、国家資格である公認心理師の上位資格として協会認定の「認定専門公認心理師」と「認定専門指導公認心理師」という資格を設けようとしている

日本精神科病院協会の方は、「日精協認定公認心理師」「日本精神科医学会認定公認心理師」という資格である。

それぞれの特徴を挙げるならば、日本公認心理師協会による「認定専門公認心理師」と「認定専門指導公認心理師」は、民間団体である日本公認心理師協会が国家資格である公認心理師でも臨床心理士の更新制度と同じように運用するため、公認心理師に同協会に入会していただき、さらに民間資格の「認定専門公認心理師」を取得し、その更新を認定指導する「認定専門指導公認心理師」を設定する、というものである。従来の臨床心理士の更新制

度とは異なるのは、臨床心理士の更新制度が公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会によって行われていたということである。つまり、臨床心理士更新制度には、上級臨床心理士など上位資格が臨床心理士にあって更新に関与していたというシステムではなかったわけである。話題を戻すが、こうしてみると日本公認心理師協会が形作る資格制度は、野島一彦先生の提言を周到したものであるといえる。つまり、更新制度の導入と上位資格の設定である。

これに対し、日本精神科病院協会の「日精協認定公認心理師」「日本精神科医学会認定公認心理師」の資格は、同協会・同学会が、認定精神科専門医、認定精神科看護師、認定栄養士などを設けてきた延長にあるものだといえる。精神科病院という職域に対する質の担保という意味合いがある。これは上位資格というよりも、どちらかという領域の専門性を認定するという意図であるといえるだろう。

このほか、一般社団法人日本認知・行動療法学会が設定する認知行動療法師など、従来からあるような、ある学派や技法の認定資格などがある。こうした認定資格も、今後累積的に増えていくものと考えられる。

3. 更新制度のメリットとデメリット

更新制度や認定制度について、頭から否定するつもりは筆者にはない。

何かしらの資格を取得することは、最低限の知識の蓄積を保証し、職業的なアイデンティティを作り上げ、これから業務に携わるための出発点として大切なものである。

また、社会的信用ということでの公的な資格は、社会の人びとにとって確かな明示となり、その業務に携わることの円滑さを生む。加えて、国家資格であることは、筆者の経験上、職場での業務分担の明確化だけではなく、福祉現場であれば専門職配置加算の対象となるなど職場でのメリットも大きい。さらに職場によっては資格手当が認められるなどの個人に対する利益が認められることもある。

だが、資格があることが、すなわち能力がある話とは別の話である。たとえば、運転免許（この場合、「免許」であって「資格」ではない。）などは更新制度があるが、社会ではペーパードライバーもいて能力が伴わない場合もある。また、運転免許には更新するためにポイントを稼ぐ必要はない。手続きさえすれば、ペーパードライバーでも更新は可能である。

資格を取得したのち、その資格に関係する職務につき、その資格に沿った能力を身につけていかなければならない。そうでなければ、資格を有していたとしても運転免許のペーパードライバーの状態と大差なくなってしまうのである。

また、資格を取得する知的・学習能力があることと、その資格に関係する仕事に適性があることとは別問題であるといえる。そこには、その人となりとなり原因である場合もあるし、たまたま領域や職場環境が合わずに能力が適切に発揮できない可能性だってあるだろう。結果、資格に沿った能力が持てないでいることがありうる。

最近の話題として、教員免許の更新制度が廃止されることになった。廃止となった理由には、更新制度の弊害が明らか

になったことや、研修内容が必ずしも教員の資質を向上するテーマや科目と結びついていなかったこと、働く教員の現場での負担などが挙げられる。

有資格者の継続的な学びや研鑽の必要性は、大変重要なことであるし、推奨されることであると思う。

だが、制度を設定することで質が担保されるというのは、本当だろうか。

せいぜいないよりはまし、という程度の話ではないか。疑問が残る。

4. 別の問題点

そこで、改めて国家資格である公認心理師の上位資格認定制度の問題を考えてみたい。

ひとつは、国家資格をコントロールしようという職能団体の権威のあいまいさが挙げられる。今回の日本公認心理師協会は、一応、公認心理師の職能団体を自称し、公認心理師関連の職能団体として、多くの公認心理師が入会し、規模においても最大のものとなっている。だが、他に日本心理学会のなかにも「公認心理師の会」という別の職能団体もある。日本弁護士会のように弁護士は半ば強制的に加入が義務付けられている職能団体もあれば、日本医師会のように任意加入の団体もある。さらには、地方の職能団体もある。そういうなかで、日本公認心理師協会は唯一の権威機関となりうるのだろうか。同時に、権威機関として認められるのだろうか。

そこで認められる「認定専門公認心理師」と「認定専門指導公認心理師」とは、公認心理師という名称独占の名前が入っていたとしても、民間機関が独自に設定

した民間資格に過ぎないのではないか。その民間資格に、どのような資質の保障や担保が可能であるのか。臨床心理士の資格を維持していることや臨床心理士の資格を同時取得していることと変わらないのではないか。こうしたことを思い巡らす。もしかしたら、日本公認心理師協会のなかには、臨床心理士資格は将来消失することを前提にし、その代替りのシステムを構想しているのではないかと考えてもしまう。

また、この上位資格の話題が SNS など話題になった時に必ずといっても良いほど指摘されるのが新たな集金システムではないかという指摘である。臨床心理士関連を統括する団体は、会員数の多さもあいまって大きな資金を有するようになっている。また、パワーということでは、そこで中心となって活動する心理士は、善意であれ、地位や資金と共にすることになる。これと同じような構造を創出しようとしているのではないかという批判である。心理師は、聖人であることを求められているわけではないのだから、自分の利益に対して公平公正であることは求められていない。ふつうに労働者として利益になるものに素直であることはいけないことではない。しかし、批判する者の胸の内には、そうした集金システムのなかに否応なしに巻き込まれ、組み込まれていくことへの抵抗感があるのではないだろうか。

まとめ

公認心理師の上位資格の創設について考察を述べてきたが、この問題は、資格取得と能力、資質の保証という昔から問わ

れてきた問題の延長にあるといえる。

だが、先行する社会福祉士や精神保健福祉士、介護福祉士などにおいて、上位資格を設けることで何が変わったといえるだろうか。厳しいことをいえば、上位者になった有資格者の自尊心や満足以上のものがないのではないだろうか。

筆者は、上位資格を設ける制度では解決しない問題と考える。

むしろ、学びや研鑽の継続はもちろんであるが、スーパー・ヴァイズのシステムをしっかりと構築することや、技能的な認定制度をもっと評価するシステムの方が有効ではないかと考える。

また、福祉士関連の上位資格の設立に至るまでには、そこまでに至る歴史がある。国家資格ができて間もない公認心理師に上位資格を作るには、公認心理師の実際の質の担保を評価するには時期尚早ではないかと考える。

筆者のこうした疑念や危惧とは別に、社会の動きは早く、現実は動いて行ってしまうが、本当に役立つシステムが作り上げられていくように願うものである。